

◇ 親権者変更の審判を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要(Q&A) ※「親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)」をご覧ください。

2 申立てできる方

・子どもの親族(一般的には父又は母)

3 申立先

子の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所

(複数の子について、審判を申立する場合は、そのうちの一人の子の住所地の裁判所)

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

手続きのために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

(申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 下記の5に記載の書類 |
| <input type="checkbox"/> | 申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 |
| <input type="checkbox"/> | 相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 |
| <input type="checkbox"/> | 未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 |
| <input type="checkbox"/> | 収入印紙 未成年者1人につき1,200円分 |
| <input type="checkbox"/> | 郵便切手 500円×4枚, 140円×1枚, 100円×2枚, 94円×2枚, 84円×6枚, 50円×2枚, 20円×4枚, 10円×4枚, 5円×4枚, 2円×4枚(3280円分) |

5 申立てする方が、記入して提出する書類

1	申立書 記載例(親権者死亡の場合)	・裁判所から、申立書の写しを相手方に送付します。 ・知られたくない住所等は、申立書には記載しないでください。
2	送達場所等の届出書	・安全の確保等の必要から住所や電話番号の非開示の希望の申し出があった場合には、原則的に非開示(住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること)とします。
3	事情説明書	・申立てに至った事情などを記載してください。 ・提出した書面は、相手方が見たり(閲覧)、コピー(謄写)をする可能性があります。
4	進行連絡メモ	・調停の進行に関して、参考にするものです。 ・特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	・裁判所に書面を提出する場合の注意書です。
2	情報の非開示を求める場合の取扱いについて	・提出する書面に記載されている情報を相手方に対して非開示(見せたり、コピーさせたりしないこと)とすることを求める場合の説明書です。よくお読みください。 ・相手方に知られたくない情報が含まれた書面などを裁判所に提出するかどうかは、ご自身で判断してください。
3	家事調停のしおり	・調停の進行についての説明書です。

親権者変更（親権者行方不明（死亡）等の場合）

1. 概要

離婚した際に決めた親権者の死亡、行方不明、精神障害などの事由により、親権者を他方の親に変更するためには、家庭裁判所の審判が必要です。家庭裁判所は、申立てにより、未成年者の福祉のために必要があると認めるときに、審判によって、親権者を他方の親に変更することができます。

2. 手続の内容に関する説明

Q1. 変更の審判が確定したときは、どのような手続が必要ですか。

A. 親権者になった人には、戸籍法による届出義務がありますので、審判が確定した日から10日以内に、市区町村役場に親権者変更の届出をしなければなりません。届出には、審判書謄本及び確定証明書のほか、戸籍謄本などの提出が求められることがありますので、詳しくは届出をする役場にお問い合わせください。

Q2. 確定証明書は、どのように申請するのですか。

A. 家庭裁判所に備え付けの申請用紙がありますので、申請用紙に必要事項を記入し、150円分の収入印紙、郵送の場合には返信用の切手を添えて、審判をした家庭裁判所に申請してください。